

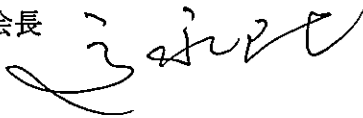
中華人民共和国陝西省野生動植物保護協会
と日本国新潟県トキ保護募金推進委員会
とのトキ保護協力に関する覚書

中華人民共和国陝西省野生動植物保護協会（以下、「協会」と称する）と日本国新潟県トキ保護募金推進委員会（以下、「委員会」と称する）とは、世界的に極めて貴重なトキを保護するため、また陝西省と新潟県とが共同で行うトキの保護繁殖事業協力が順調に実施され、相互協力が双方にとって最も重要な課題となっていることに鑑み、トキ保護に関して、以下のとおり協力を行う。

1. 委員会は新潟県民の募金により、トキの保護繁殖事業への支援費（以下、「支援費」と称する）として、2014年度に250万円の支援を行う。
2. 支援費の対象は、原則としてトキの飼料を購入する経費とする。
3. 委員会は当該費用に対し支援を行う。
4. 協会は2015年1月31日までに、委員会に対し、支援費使用計画書（様式1参照）を提出する。
5. 委員会は計画書に基づき、支援費の交付を決定し、交付決定書を協会に通知する。
6. 委員会は交付決定後、ただちに支援費を協会指定の銀行口座に振り込む。
7. 協会は支援費を受領後、計画書に基づいて実施する。協会は当該年度内に購入が困難な場合、事前に委員会に連絡する。
8. 協会は2015年4月30日までに支援費使用状況報告書を委員会に提出する。報告書には領収書等の添付を要する。また、委員会は必要に応じ、陝西省へ人員を派遣し実地調査を行うことができる。
9. 委員会及び協会との協力について、本覚書に定めのない事項については、適宜、双方の協議によるものとする。
10. その他
 - (1)本覚書の有効期間は署名の日より2015年3月31日までとする。
 - (2)本覚書は中国語及び日本語により作成され、双方が同等の効力を有する。
 - (3)本覚書は双方が中国語及び日本語各1通を保有する。

2014年11月11日

陝西省野生動植物保護協会
会長



新潟県トキ保護募金推進委員会
理事兼事務局長

